

アメリカ裁判制度の現状

法廷地

たとえば、ニューヨーク州裁判所が事物裁判権および領土裁判権をもつ場合に、どの郡に所在する裁判所に訴えを起こすべきか。また、カリフォルニア州に所在する連邦裁判所が事物裁判権および領土裁判権をもつ場合に、州内の四つの地区の連邦地方裁判所のうちどの地区に所在する裁判所に訴えを起こすべきか。この法廷地の問題は、各州および連邦が当事者の便宜および裁判所の便宜の観点から定めている。

1 州裁判所

一例として、ニューヨーク州の法廷地の定めを紹介する。

A. 適正な法廷地

(1) 債務請求訴訟 (transitory actions)

原則として、訴訟の当事者のいずれかが居住する郡 (county) が、適正な法廷地とされる (ニューヨーク民事訴訟法および規則 (“CPLR”) 第 503 条)。訴訟の当事者のいずれも非居住者である場合には、州内のいずれの郡も、適正な法廷地とされる。法人およびパートナーシップの居住地は、主たる事務所の所在地にあるとみなされる。法人格なき団体のそれは、社長 (president) または会計役 (treasurer) の所在地にあるとみなされる。

(2) 不動産訴訟 (local actions)

当該不動産の所在する郡が、適正な法廷地とされる (CPLR 第 507 条)。

(3) 動産回復訴松 (replevin actions)

原告は、これを債務請求訴訟または不動産訴訟のいずれかとして扱うことができる (CPLR 第 508 条) 。

(4) 法廷地の合意

訴訟当事者の法廷地の合意は許される (CPLR 第 501 条) 。ただし、裁判所がその裁量により他の裁判所に移送することを妨げない。

B . 法廷地選択の誤り

原告が上記の適正法廷地以外の地で訴えを起こした場合、被告は、申立により、適正法廷地に事件を移送することができる (CPLR 第 510 条) 。

C . 法廷地の不都合

(1) 移 送

原告が適正法廷地で訴えを起こしたが、その法廷地で公平な審理が不可能である場合、または、その法廷地が証人の便宜および正義の目的に不適當である場合には、被告からの申立に基づき、裁判所はその裁量によって他の郡の裁判所に事件を移送することができる (CPLR 第 510 条) 。しかし、他州の裁判所に移送することはできない。他州の裁判所で審理されるべき場合には、後述のフォーラム・ノン・コンビーニエンスの法理に基づいて、訴えは却下される。

(2) 却 下

CPLR 第 327 条は、フォーラム・ノン・コンビーニエンス (forum non convenience) の法理を定める。ニューヨーク州裁判所に事物裁判権および領土裁判権があり、原告がニューヨーク州内の適正法廷地で訴えを起こした場合であっても、他州の裁判所で審理されることが実質的正義に

かなう場合には、被告の申立に基づき、裁判所は、その裁量により、当該訴えを却下または当該他州の裁判所で再訴されるまで訴訟を中断することができる。

実質的正義にかなうか否かの判断にあたって、裁判所、原告、被告それぞれの便宜が考慮される。フォーラム・ノン・コンビーニエンスの法理の適用される典型的な場面は、事件が他州において発生し、訴訟当事者がニューヨーク非居住者である場合である。(a)このような場合、裁判所には他州法を適用する負担および証人・証拠の収集上の不便を生ずる。(b)原告は、ニューヨークの居住者である場合にはニューヨークで裁判を受ける強い利益を有する。しかし、ニューヨークの非居住者である場合であっても、他州での訴えの提起が領土裁判権の欠如などによって困難なときは、ニューヨークで裁判を受ける強い利益を有する。(c)被告が非居住者であること自体は、被告に対する対人裁判権が認められている以上、ニューヨークで裁判すること自体は不都合とはならないが、事件が他州において発生した場合、当該他州で裁判を受けることが便宜である。これらの要素を比較考慮して、裁判所および被告の不便が原告の法廷地選択の利益を凌駕する場合には、フォーラム・ノン・コンビーニエンスの法理の適用が認められる。

2 連邦裁判所

A. 適正な法廷地

(1) 州籍相違事件 (diversity cases)

州籍相違事件 (連邦問題事件と併合される場合を除く) では、原則として、(a)全被告が居住する裁判地区 (judicial district) (ただし、全被告が同一の州に居住している場合には、いずれかの被告が居住する裁判地区)、(b)原因事実の実質的部分が発生した裁判地区もしくは目的財産の実質的部分が所在する裁判地区 (ただし、目的不動産が同一の州に所在するが、いくつかの裁判地区に分散する場合には、いずれかの不動産が所在する裁判地区)、または、(c)訴訟開始時に全被告が対人裁判権に

服する地を管轄する裁判地区が、適正法廷地である（合衆国法典 28 巻第 1391 条 a 項，第 1392 条）。ただし，外国人を被告とする訴訟は，どの裁判地区も適正法廷地とされている（同第 1391 条 d 項）。

例外として，不動産訴訟については，判例上，不動産所在地のみが適正法廷地とされている。合衆国法典 28 巻 1335 条の競合請求権確定訴訟については，いずれかの請求権者の所在する裁判地区が，適正法廷地である（同第 1397 条）。株主代表訴訟については，当該会社が当該原告を訴えたとしたら適正法廷地と認められるところが，代表訴訟の法廷地である（同第 1401 条）。

なお，法人は，法廷地の決定においては，対人裁判権に服する地に居住するものとみなされる（同第 1391 条 c 項）。法人格なき社团は，事業活動を行う地に居住するものと考えられる [*Denver & Rio Grande Western Railroad v. Brotherhood of Railroad Trainmen*, 387 U.S. 556 (1967)]。

(2) 連邦問題事件 (federal question cases)

連邦問題事件（州籍相違事件と併合される場合を含む）では，原則として，(a)全被告が居住する裁判地区（ただし，全被告が同一の州に居住している場合には，いずれかの被告が居住する裁判地区），または(b)原因事実の実質的部分が発生した裁判地区もしくは目的財産の実質的部分が所在する裁判地区（ただし，目的不動産が同一の州に所在するが，いくつかの裁判地区に分散する場合には，いずれかの不動産が所在する裁判地区），または，(c)上記(a)および(b)によっても適正法廷地がない場合には，いずれかの被告が所在する裁判地区が，適正法廷地である（同第 1391 条 b 項，第 1392 条）。ただし，外国人を被告とする訴訟は，どの裁判地区も適正法廷地とされている（同第 1391 条 d 項）。

例外として，著作権侵害訴訟については，被告またはその代理人が居住または所在する裁判地区が適正法廷地である（同第 1400 条 a 項）。特許侵害訴訟については，被告が居住する裁判地区，または，被告が侵害行為を行いかつ通常的・常設的事業所を置いている裁判地区が適正法廷地である（同第 1400 条 b 項）。ただし，外国人を被告とする訴訟は，上記第 1391 条 d 項に基づき，どの裁判地区も適正法廷地となる [*Brunette Machine Works. Ltd. v. Kockum Industries, Inc.*, 406 U.S. 706 (1972)]。

なお、前述のとおり、法人は、法廷地の決定においては、対人裁判権に服する地に居住するものとみなされる（同第 1391 条 c 項）。法人格なき社団は、事業活動を行う地に居住するものと考えられる。

(3) 移送事件裁判権に基づく移送事件 (removal cases)

連邦地方裁判所の移送事件裁判権（前述 . 5 . 参照）に基づいて、州裁判所から連邦地方裁判所に移送された場合には、移送先裁判所の所在地を管轄する連邦地方裁判所が適正法廷地である。

(4) 法廷地の合意

訴訟の当事者による法廷地の合意は、それが不合理なものでないかぎり、認められる。

B . 法廷地選択の誤り

原告が法廷地の選択を誤り、かつ被告がこれに適宜に異議を申し立てた場合（答弁書または答弁書前の申立のいずれか早いものの中で異議を申し立てなければ被告は法廷地の利益を放棄したものとみなされる）には、事件は却下または適正法廷地に移送される（同第 1406 条）。他州に所在する裁判所に移送される場合には、移送先の裁判所が所在する州の法（準拠法原則を含む）が適用される。

C . 法廷地の不都合

(1) 移 送

原告が適正法廷地で訴えを起こしたが、当事者および証人の便宜のために他の適正法廷地に移送した方が正義にかなう場合には、裁判所はその裁量により事件を移送することができる（同第 1404 条）。他州に所在する裁判所に移送される場合には、原告の法廷地選択の利益を保護するために、移送元の裁判所が所在する州の法（準拠法原則を含む）が適用される [Van Dusen v. Barrock, 376 U.S. 612 (1964)]。たとえば、A

州とB州が適正法廷地であるときに，A州法によれば時効が成立するが，B州法によれば時効未成立であるため，原告がB州所在の連邦地方裁判所に訴えを起こした場合，裁判所が1404条に基づいて事件をA州所在の連邦地方裁判所に移送したとしても，A州所在の連邦地方裁判所はB州の法（準拠法原則を含む）を適用する。したがって，原告は，時効未成立の利益を保持することになる。

なお，事実を共通争点とする複数の訴訟が複数の裁判地区で提起されている場合，審理前手続のために事件が一つの裁判地区に移送されることがある（同第1407条）。

(2) 却下

連邦裁判所もフォーラム・ノン・コンビーニエンス（forum non convenience）の法理を認めている [Piper Aircraft Co. v. Reyno, 454 U.S. 235 (1981)]。連邦裁判所では，連邦裁判所に事物裁判権および領土裁判権があっても，外国の裁判所で審理されることが実質的正義にかなう場合には，被告の申立に基づき，裁判所は，その裁量により，当該訴えを却下し，または当該外国の裁判所で再訴されるまで訴訟を中断することができる。
